

## 木材産業等高度化推進資金の内容及び貸付条件

資金の種類	資金内容	貸付条件					償還期限 (据置期間)	
		貸付限度額	協調倍率	対象者	貸付利率	保証なし		
					保証付き			
事業経営改善合理化資金	<p>①素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費</p> <p>②素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>③木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>④素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費及びその他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</p>	1億円 特認 2億円 (素材の年平均生産量 10,000 立方メートル以上) (素材の年平均引取量 15,000 立方メートル以上) (木材製品の年平均引取量 20,000 立方メートル以上) 特認 4億円 (素材の年平均引取量 30,000 立方メートル以上) (木材製品の年平均引取量 40,000 立方メートル以上) 特認 5億円 (素材及び木材製品の年平均引取量 50,000 立方メートル以上)	4倍	以下に掲げる者を除く者 ①選定経営体 ②単独事業体のうち、大規模事業体及び中規模事業体	短期運転資金 年2.00%  長期運転資金 年2.40%	短期運転資金 年1.60%  長期運転資金 年2.00%	短期運転資金 1年内	
			3倍	①選定経営体 ②単独事業体のうち、中規模事業体 ③単独事業体以外	短期運転資金 年1.90%  長期運転資金 年2.20%	短期運転資金 年1.50%  長期運転資金 年1.80%	長期運転資金 5年以内 (据置期間 3カ月以上 1年内)	
			2倍	①選定経営体 ②大規模事業体	短期運転資金 年1.70%  長期運転資金 年1.85%	短期運転資金 年1.30%  長期運転資金 年1.45%		
				全ての貸付対象者	短期運転資金 年1.70%  長期運転資金 年1.85%	短期運転資金 年1.30%  長期運転資金 年1.45%		
新規需要創出資金	<p>①素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>②木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費</p> <p>③素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</p>	1億円	2倍					

木材 高度 加工 資金	<p>①木材の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS無垢材に係るものに限る。）</p> <p>②素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費</p> <p>③素材又は木材製品の引取り及び素材又は木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うために飛鳥な作業労賃、電力費、燃料費その他素材等を加工するために必要な資金</p>	1億円 特認2億円 (JAS無垢材の製造を行う者)	2倍	全ての貸付対象者	短期運転資金 年1.70%	短期運転資金 年1.30%	短期運転資金 1年以内
					長期運転資金 年1.85%	長期運転資金 年1.45%	長期運転資金 5年以内 (据置期間3カ月以上1年以内)
林業 経営 改善 資金	<p>①造林に必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費</p> <p>②素材生産を請け負わせるのに必要な資金であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃</p>	5千万円 特認1億5千万円 (造林の年間施業面積500ヘクタール以上)	4倍	全ての貸付対象者	短期運転資金 年2.00%	短期運転資金 年1.60%	短期運転資金 1年以内
					長期運転資金 年2.40%	長期運転資金 年2.00%	長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内)
伐採 ・造林 一貫作業 推進資金	<p>①素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な経費を含む。）</p> <p>②造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費</p>	1億円 特認2億円 (素材の年平均生産量10,000立方メートル以上)	3倍	選定経営体を除く者	短期運転資金 年1.90%	短期運転資金 年1.50%	短期運転資金 1年以内
				2倍	選定経営体	短期運転資金 年1.70%	短期運転資金 年1.30%
						長期運転資金 年1.85%	長期運転資金 年1.45%

木材 安定供給資金	①素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、管理経営法第8条の14条第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費（なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。） ②素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金 ③素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、次に掲げるもの。 ア 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 イ 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、I C Tを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 ④素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金であって、輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用 ⑤木材製品利用事業を行うのに必要な資金であって、木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金	3億円 特認4億円 (協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が協定等締結時から5パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっても、借受者の償還が適切に行われると認められること)	2倍	木材安定供給確保事業計画の認定を受けた次に掲げる者 ①森林所有者等（左記①、③の資金に限る。） ②木材利用事業者等（左記②、③の資金に限る。） ③木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体（左記③の資金に限る。） ④木材の輸送を業として行う者（左記③、④の資金に限る。） ⑤木材製品利用事業者等（左記③、⑤の資金に限る。）	短期運転資金 年1. 70%	短期運転資金 年1. 30%	短期運転資金 1年以内
				長期運転資金 年1. 85%	長期運転資金 年1. 45%	長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内)	

注：貸付利率における保証付きの利率は債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用される。